

## 令和8年度「阿波地美栄」魅力発信・食育推進業務 仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度「阿波地美栄」魅力発信・食育推進業務

### 2 目的

「阿波地美栄」の魅力について広く発信し、ジビエを活用したい飲食店等への普及や消費拡大を推進するため、ジビエ処理加工施設と飲食店等との効果的なマッチングイベントを実施するとともに、「阿波地美栄」を新たなメニューに活用したい飲食店業者等を対象に、ジビエに関する知識の習得や理解を深める調理セミナーを開催する。

さらに、県内外の飲食店と提携し、魅力発信キャンペーン「阿波地美栄まつり」を開催し、県民に「阿波地美栄」の料理を楽しむ機会を創出するとともに、SNS等を活用したスタンプラリーやPR等を実施することで、ジビエの販路開拓や消費拡大、認知度向上を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

### 4 委託料上限額

金1,800,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 委託業務の内容

#### (1)「阿波地美栄マッチングイベント」の開催

##### ア 実施内容

県独自の衛生管理ガイドラインにより「阿波地美栄」を生産している県内のジビエ処理加工施設と「阿波地美栄」を活用したい、または現在、活用している飲食店等が出会うことで、更なる阿波地美栄の消費拡大につながる効果的なマッチングイベントを開催すること。

##### イ 対象者等

県内のジビエ処理加工施設と県内外の飲食店業者、小売流通業者及び食品メーカー（以下、飲食店等とする。）の担当者等を対象とする。定員はジビエ処理加工施設及び飲食店等を合わせて20者程度とし、15者以上の参加者を確保すること。

なお、飲食店等は、「うまいよ！ジビエ料理店」や過去に実施したキャンペーン参加店舗（別紙一覧を参照）をはじめ、新たに阿波地美栄の提供を希望する者も対象とすること。

##### ウ 開催形式

対面形式を基本とする。

##### エ 開催時期

令和8年8月から10月までの期間に、1回以上実施すること。また、飲食店等の担当者が参加しやすい日時とすること。

##### オ 開催場所

ジビエ処理加工施設及び飲食店等の担当者が対面で交渉できる場所を受託者が準備すること。

なお、場所については、事前に徳島県と協議の上、決定すること。

##### カ 周知期間等

1ヶ月程度の十分な周知期間を設けることとし、ホームページやSNS等による募集を行うこと。

(2) 「阿波地美栄調理セミナー」の開催

ア 実施内容

ジビエの高い栄養価やヘルシーな特徴、地域資源としての背景や魅力を伝えることで、「阿波地美栄」を新たなメニューに活用したい飲食店業者等に対してジビエに関する知識の定着を図る講義を実施するとともに、ジビエを調理する機会を設けることを目的とした調理セミナーを実施すること。

イ 対象者等

県内外の飲食店等の担当者等を対象とする。なお、飲食店等は、「うまいよ！ジビエ料理店」や過去に実施したキャンペーン参加店舗（別紙一覧を参照）をはじめ、新たに阿波地美栄料理の提供を希望する者も対象とすること。

ウ 開催形式

対面及びオンライン（選択可、対面のみ調理実習を含む）

エ 開催時期

令和8年8月から10月までの期間に、1回以上実施すること。

オ 開催場所

調理及び講義が可能な環境を確保するため、調理室を併設した講義室を、受託者が準備すること。

なお、場所については、事前に徳島県と協議の上、決定すること。

カ 周知期間等

1ヶ月程度の十分な周知期間を設けることとし、ホームページやSNS等による募集を行うこと。

キ 講師の選定条件

上記ア～カの内容において対応可能な講師とし、本業務に適合した知見や経験をもつ有識者を選定することとする。

(3) ジビエの魅力発信に関するキャンペーン（「阿波地美栄まつり」）の開催

ア 実施内容

徳島県が認定している「うまいよ！ジビエ料理店」等から参加店舗を募り、阿波地美栄の認知度向上や消費拡大につながる魅力的なキャンペーンやSNS等を活用したスタンプラリー等を実施すること。

なお、参加店舗は25店舗以上を確保すること。

イ 実施期間

令和8年11月から令和9年1月までの3ヶ月程度とする。

ウ 参加店舗の募集

「うまいよ！ジビエ料理店」や過去に実施したキャンペーン参加店舗（別紙一覧を参照）に加え、阿波地美栄料理を提供する県内外の飲食店等や新たに阿波地美栄料理の提供を希望する飲食店等（以下、新規店舗）を対象とし、ホームページやSNS等による募集を行うこと。

エ キャンペーンの実施方法

- ・ホームページやSNS等による広報を実施すること。参加店舗向けの広報には、2か月程度の十分な期間を設けること。
- ・事前にキャンペーン実施を知らせるチラシ等を作成し、県内の観光協会や道の駅など、キャンペーン参加者（以下、参加者）の来訪が見込まれる施設でも周知すること。
- ・キャンペーンは、SNSや電子パンフレット等の電子媒体を活用して、参加者が容易に応募可能な内容とすること。
- ・応募者の関心を高める工夫として、参加賞の掲示や特典の案内など、魅力的な情報を盛り込むようにすること。

- オ 参加店舗に対するアンケートの実施  
阿波地美栄を提供した飲食店に対し、アンケートを実施すること。  
内容は、事前に県と協議することとする。
- カ 新規店舗への阿波地美栄等の仕入経費の助成
- ・新規店舗でメニューの開発を行う飲食店等に対し、阿波地美栄の仕入経費を、予算の範囲内で助成すること。(3店舗以上)
  - ・仕入助成対象者の決定については、事前に、徳島県と協議すること。
  - ・仕入経費の助成にあつては、仕入助成対象者から発注書、納品書等の仕入れが確認できる資料を徴収し、仕入れに応じて助成するよう努めること。
- キ 参加店舗に対し、「全国ジビエフェア」との連携を促すこと。
- ク 参加店舗において、うまいよ！ジビエ料理店の認定を受けていない店舗に対して、徳島県で実施している「阿波地美栄取扱店認定制度」の周知を行うこと。

#### (4) PR資材の作成

「阿波地美栄まつり」の広報資料

参加店舗等に配付する下記ア～ウについては、配布先の要望する様式・形式に応じて、柔軟に対応することとする。

- ア 電子パンフレット  
仕様：電子データ形式で提出すること。  
校正：2回以上  
内容：徳島県と協議の上、決定すること。
- イ チラシ  
仕様：A4、両面印刷、フルカラー  
部数：600部程度  
校正：2回以上  
内容：徳島県と協議の上、決定すること。
- ウ ポスター  
仕様：A3、片面印刷、フルカラー  
部数：50部程度  
校正：2回以上  
内容：徳島県と協議の上、決定すること。

#### (5) その他業務

上記業務以外に予算の範囲内で、ジビエの消費拡大や食育推進に関連するイベント等があれば、提案すること。

#### 6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて、記録写真を含めた業務全体の報告書及び成果物を提出すること。

チラシや記録写真については、電子データ形式で納品し、全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、全て委託者に帰属する。

##### (1) 提出期限

令和9年2月26日（金）

##### (2) 提出先

徳島県農林水産部鳥獣対策課

##### (3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・業務実施（実績）報告書（成果物を含む） 1部

## 7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他当県が必要とする事項を記載した書面を当県に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 当県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託した場合も含む）の履行を通じて知り得た情報を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

## 8 その他

- (1) 受託者は当県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに当県及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務においてトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務の実施により取得した個人情報、徳島県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 感染症及び天災その他経済情勢の激変により、本業務の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、県が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。（ただし、契約限度額以内とする。）